

四半期報告書

(第95期第2四半期)

自 平成24年7月1日
至 平成24年9月30日

小林製薬株式会社

大阪市中央区道修町四丁目4番10号

(E 0 1 0 4 7)

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	10
(2) 新株予約権等の状況	10
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	10
(4) ライツプランの内容	10
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	10
(6) 大株主の状況	11
(7) 議決権の状況	12

2 役員の状況	12
---------------	----

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	14
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	16
四半期連結損益計算書	16
四半期連結包括利益計算書	17
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	18

2 その他	24
-------------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

[確認書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年11月7日
【四半期会計期間】	第95期第2四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）
【会社名】	小林製薬株式会社
【英訳名】	KOBAYASHI PHARMACEUTICAL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 豊
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市中央区道修町四丁目4番10号
【電話番号】	06（6231）1144（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役グループ統括本社本部長 山根 聡
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市中央区道修町四丁目4番10号
【電話番号】	06（6231）1144（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役グループ統括本社本部長 山根 聡
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第94期 第2四半期連結 累計期間	第95期 第2四半期連結 累計期間	第94期
会計期間	自平成23年4月1日 至平成23年9月30日	自平成24年4月1日 至平成24年9月30日	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
売上高（百万円）	64,023	58,253	131,166
経常利益（百万円）	10,961	8,830	20,092
四半期（当期）純利益（百万円）	6,150	7,120	11,726
四半期包括利益又は包括利益 （百万円）	6,249	7,921	13,335
純資産額（百万円）	96,227	107,880	101,879
総資産額（百万円）	141,594	147,490	147,890
1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	150.19	173.88	286.36
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純 利益金額（円）	—	—	—
自己資本比率（％）	67.8	73.1	68.8
営業活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	3,917	△2,077	17,250
投資活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	△1,091	△20,571	△2,929
財務活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	△1,609	△1,957	△3,292
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高 （百万円）	33,097	18,247	42,835

回次	第94期 第2四半期連結 会計期間	第95期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自平成23年7月1日 至平成23年9月30日	自平成24年7月1日 至平成24年9月30日
1株当たり四半期純利益金額（円）	67.10	81.49

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2．売上高には、消費税等は含んでおりません。

3．潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

主要な関係会社の異動については以下のとおりであります。

<家庭用品製造販売事業>

合肥小林日用品有限公司は平成24年4月12日付けで新たに設立したため、第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

ピーティ小林ファーマスーティカル インドネシアは平成24年4月19日付けで新たに設立したため、第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

<通信販売事業>

主要な関係会社の異動はありません。

<医療関連事業>

平成24年5月31日付けで、小林メディカル株式会社の株式の80%を三菱商事株式会社に譲渡したため、同社は連結子会社から持分法適用関連会社となり、平成24年11月1日付けで、日本メディカルネクスト株式会社に社名を変更しております。

<その他事業>

主要な関係会社の異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第2四半期連結累計期間における我が国の経済は、東日本大震災後の復興需要などに支えられ、景気は緩やかに持ち直しつつあるものの、夏場の電力供給の懸念もあり、個人消費や企業活動は依然厳しく、先行き不透明な状況で推移いたしました。

そうした状況の中で当社グループは、経営理念である「人と社会に素晴らしい快を提供する」の精神を一層発揮すべきときと考え、顧客の潜在ニーズを満たす新製品やサービスの提供、市場の活性化を促す既存ブランドの育成、今後の成長事業への積極的な投資に努めてまいりました。

その結果、売上高は58,253百万円と前年同期と比べ5,770百万円（△9.0%）の減収、営業利益は8,237百万円と前年同期と比べ2,473百万円（△23.1%）の減益、経常利益は8,830百万円と前年同期と比べ2,130百万円（△19.4%）の減益となりました。四半期純利益においては7,120百万円と前年同期と比べ969百万円（15.8%）の増益となりました。

セグメントの業績の概要は次のとおりであります。

①家庭用品製造販売事業

当事業では今春、新市場の創造と既存市場の拡大に努めた新製品を15品目発売いたしました。なかでも、気軽に新しい香りが楽しめるお部屋用芳香消臭剤「Sawaday Happy（サワデーハッピー）」が好調に売上を伸ばし、業績に貢献しました。

既存品においては、女性保健薬「命の母」や洗眼薬「アイボン」、虫歯・歯周病の原因となる食べカスや歯垢を除去する歯間清掃具「糸ようじ」・「やわらか歯間ブラシ」、口中清涼食品「ブレスケア」などの売上が堅調に推移しました。

一方、天候不順の影響から、医薬品では水虫薬やあせも関連製品、衛生雑貨品では額用冷却シート「熱さまシート」や冷却ジェルマット「熱さまひんやりジェルマット」などの暑さ対策製品が苦戦し、売上は前年を下回りました。また、芳香消臭剤の主力ブランドであるトイレ用芳香消臭剤「サワデー」や、水洗トイレ用芳香洗浄剤「ブルーレット」などの売上が不調で、芳香消臭剤の売上も前年を下回りました。

その結果、売上高は52,342百万円と前年同期と比べ2,501百万円（△4.6%）の減収、セグメント利益（経常利益）は8,038百万円と前年同期と比べ2,229百万円（△21.7%）の減益となりました。なお、営業利益は8,056百万円と前年同期と比べ2,457百万円（△23.4%）の減益となりました。

（売上高の内訳）

	前第2四半期連結累計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）		当第2四半期連結累計期間 （自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）		増減	
	金額 （百万円）	構成比 （%）	金額 （百万円）	構成比 （%）	金額 （百万円）	増減率 （%）
医薬品	11,814	21.6	11,611	22.2	△203	△1.7
口腔衛生品	7,900	14.4	8,002	15.3	101	1.3
衛生雑貨品	7,975	14.5	7,262	13.9	△712	△8.9
芳香・消臭剤	16,225	29.6	15,719	30.0	△506	△3.1
家庭雑貨品	2,348	4.3	2,203	4.2	△145	△6.2
食品	4,682	8.5	3,984	7.6	△697	△14.9
カイロ	3,896	7.1	3,558	6.8	△337	△8.7
合計	54,843	100.0	52,342	100.0	△2,501	△4.6

（注）売上高には、セグメント間の内部売上高又は振替高を含んでおり、その金額は前第2四半期連結累計期間では計1,579百万円、当第2四半期連結累計期間では計1,359百万円となっております。

②通信販売事業

当事業では、栄養補助食品、スキンケア製品等の通信販売を行っており、広告展開やダイレクトメールを中心とした積極的な販売促進による、新規顧客の開拓と既存顧客への購入促進に努めました。

化粧品「ヒフミド」や育毛液「アロエ育毛液」については堅調に売上を伸ばしましたが、売上の大半を占める栄養補助食品は苦戦しました。

その結果、売上高は4,917百万円と前年同期と比べ40百万円（△0.8%）の減収、セグメント損失（経常損失）は123百万円と前年同期と比べ77百万円の減益となりました。なお、営業損失は125百万円と前年同期と比べ78百万円の減益となりました。

売上高には、セグメント間の内部売上高又は振替高を含んでおりません。

③医療関連事業

当事業では連結子会社の小林メディカル株式会社が市場の拡大が見込まれる整形外科領域、手術室関連領域に特化する選択と集中をはかりました。なお、平成24年5月31日付けで、同社株式の80%を三菱商事株式会社に譲渡したため、同社は連結子会社から持分法適用関連会社となり、平成24年11月1日付けで、日本メディカルネクスト株式会社に社名を変更しております。

また、イーベント社については、昨年7月31日付けで、MBO方式により全株式を譲渡しております。

その結果、売上高は1,811百万円と前年同期と比べ3,505百万円（△65.9%）の減収、セグメント利益（経常利益）は555百万円と前年同期と比べ286百万円（106.3%）の増益となりました。営業利益は15百万円（前年同四半期は営業損失45百万円）となりました。

（売上高の内訳）

	前第2四半期連結累計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）		当第2四半期連結累計期間 （自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）		増減	
	金額 （百万円）	構成比 （%）	金額 （百万円）	構成比 （%）	金額 （百万円）	増減率 （%）
小林メディカル	4,395	82.7	1,296	71.6	△3,098	△70.5
イーベント社	427	8.0	—	—	△427	—
その他	494	9.3	514	28.4	20	4.2
合計	5,316	100.0	1,811	100.0	△3,505	△65.9

（注）売上高には、セグメント間の内部売上高又は振替高を含んでおりません。

④その他事業

上記の3事業をサポートする当事業（運送業、合成樹脂容器の製造販売、保険代理業、不動産管理、広告企画制作等）では、各社が独立採算で経営をしているものの、主要3事業への利益貢献もその目的としており、資材やサービス提供についてその納入価格の見直しを適宜行いました。

その結果、売上高は3,370百万円と前年同期と比べ148百万円（4.6%）の増収、セグメント利益（経常利益）は591百万円と前年同期と比べ33百万円（△5.3%）の減益となりました。なお、営業利益は293百万円と前年同期と比べ3百万円（1.3%）の増益となりました。

売上高には、セグメント間の内部売上高又は振替高を含んでおり、その金額は前第2四半期連結累計期間では計2,737百万円、当第2四半期連結累計期間では計2,829百万円となっております。

（2）キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は2,077百万円（前年同四半期は3,917百万円の獲得）となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益が10,802百万円、減価償却費が1,234百万円、子会社株式売却益が2,285百万円、売上債権の増加額が1,030百万円、たな卸資産の増加額が3,123百万円、未払金の減少額が2,438百万円、法人税等の支払額が4,701百万円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は20,571百万円(前年同四半期は1,091百万円の使用)となりました。これは主に、定期預金の預入による支出が12,500百万円、有価証券の取得による支出が16,495百万円、有価証券の売却(償還)による収入が20,500百万円、投資有価証券の取得による支出が14,569百万円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入が4,024百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は1,957百万円(前年同四半期は1,609百万円の使用)となりました。これは主に、配当金の支払額が1,759百万円、リース債務の返済による支出が192百万円によるものです。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末残高は、前連結会計年度末より24,588百万円減少し18,247百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

今後の我が国の経済は、先行きが未だ不透明であり、消費マインドの回復も期待しづらいことから、今後も厳しい経済環境が続くと推測されます。

このような状況にあつて、当社グループでは「“あったらいいな”をカタチにする」をブランドスローガンに、新市場を創造する開発中心型企业として、今までにない付加価値のある新製品の開発に注力し成長を促すと同時に、基盤となる既存ブランドの育成にも努めてまいります。

家庭用品製造販売事業では、新たな価値を付加した新製品の発売により、お客様の潜在ニーズを満たし、新たな需要喚起を図ることで、確固たる事業基盤を確立していきます。既存ブランドにおいては、策定したマーケティングプランに基づき、積極的な販売活動に努めてまいります。今後、大きな成長が見込める海外事業には、中国、東南アジア地域を中心に積極的に経営資源を投入し、カイロや「熱さまシート」を中心とした販売戦略のもと、さらなる売上拡大を目指してまいります。

通信販売事業では、当社グループの成長戦略の一つと位置づけ、栄養補助食品やスキンケア製品を中心とした新製品の開発や、新規顧客の開拓及び既存顧客への継続購入促進のための広告など、積極的な投資を行うことで事業拡大に努めていきます。

当社グループは、経営理念「人と社会に素晴らしい快を提供する」に基づき、人々の健康や命に直接関わる製品・サービスを提供する「“あったらいいな”をカタチにする」企業として、今後も徹底した品質管理のもと、新製品・サービスの開発を実践してまいります。

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針について

当社は、平成19年6月28日開催の第89期定時株主総会において株主の皆様の承認を受け、当社株式の大規模買付行為に関する対応策を導入し、平成22年6月29日開催の第92期定時株主総会において、株主の皆様の承認を受け、一部を変更のうえ継続しております。

①基本方針の内容の概要

当社は上場会社である以上、当社の株式が市場で自由に取引されるべきことは当然であり、特定の者の大規模な買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような当社の株式買付提案に応じるか否かの最終判断は株主の皆様に委ねられるべきものであります。

しかし、株式の大規模な買付のなかには、専ら買付者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主の皆様の株式の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が大規模買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと思われるものも散見されます。

当社が、企業価値の源泉を見失うことなく、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、常に中長期的な視点に立ち、参入している各事業領域でナンバーワンとなる競争力を強化する必要があります。これを当社グループが具現化できる所以は、全社員がブランド憲章を共有していると同時に、それを実現できる自由闊達でチャレンジできる社風が整っているからだと考えております。

一方、平成24年3月31日現在において、当社役員およびその関係者によって発行済株式の約30%が保有されています。しかし、当社の大株主は個人株主でもあることから各々の事情に基づき株式を譲渡その他の処分をしていく可能性は否定できません。また、今後も株式の一層の流動性の向上および株主数の増加を目的とした施策の実施もあり得ることから、その場合にはそれら株主の持株比率が低下する可能性があります。このため今後、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する株式の大規模な買付がなされる可能性を有すると考えております。

これらを考慮し、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社に対して下記③a. (a) または(b)に該当する買付け等（取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「大規模買付行為」といいます。）が行われた際に、かかる大規模買付行為を行う者（以下「大規模買付者」といいます。）に対し、遵守すべき手続きを明確にし、株主の皆様が適切な判断を行うための時間と情報を確保するとともに、株主の皆様を経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行っていくことを可能とするため、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の継続を決定いたしました（以下当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を「本プラン」といいます。）。

②基本方針の実現に資する取組みの概要

当社グループはお客様の「“あったらいいな”をカタチにする」をコーポレートブランドスローガンに掲げ、毎期、お客様に新しい価値を提供する新製品に関して業界内では類を見ない発売数を誇っております。また、各製品のコンセプトを明確にし、お客様に製品の特徴を容易に理解いただくため、わかりやすいマーケティングを実践しているのも当社の大きな特徴です。これらの施策を継続、徹底することにより業績拡大、企業価値向上が実現できるものと考えております。

当社は企業価値の最大化を実現するためには株主価値を高めることが課題であると認識し、このため迅速かつ正確な情報開示と、経営の透明性の向上に努めるため、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいりました。具体的には、社長および執行役員が経営の執行にあたる一方で、会長を議長とする取締役会が経営の監督機能を担うという体制を整備し、さらには社外取締役と社外監査役を選任することで監督機能を強化しております。

また、当社グループでは、経営陣に対して現場の生の声を直接伝える場を積極的に設ける等、誰に対しても意見が言える非常に風通しの良い社風を持ち合わせております。この社風を維持、発展させることも有効なコーポレート・ガバナンスの手段であると考えております。

当社は、上記のような企業価値向上に向けたさまざまな取組みが株主の皆様をはじめ全てのステークホルダーの皆様の利益に繋がるものと確信しております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プランの内容）の概要

a. 対象となる大規模買付行為

大規模買付行為とは、次の(a)または(b)に該当する買付行為を指します。

- (a) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け等
- (b) 当社が発行者である株券等について、公開買付けにかかる株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

b. 本プランに定める手続き

(a) 大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、取締役会が友好的な買付け等であると認めた場合を除き、まず、代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示した、本プランに従う旨の「意向表明書」を当社所定の書式により提出していただきます。

次に、取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを交付し、本必要情報の提供を求めます。提供していただいた情報を精査した結果、本必要情報として不十分であると判断した場合には、取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なります。なお、取締役会は、意向表明書が提出された事実および取締役会に提供された本必要情報のうち、株主の皆様の判断のために必要であると認められる事項を、取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(b) 独立委員会の設置

当社は、本プランを適正に運用し、取締役会または取締役によって恣意的な判断がなされることを防止するため、「独立委員会規則」に従い、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、および社外有識者のなかから選任します。

取締役会は、大規模買付者より本必要情報の提出を受けたときは、これを遅滞なく独立委員会に送付します。

本プランにおいては、下記③c. (a)のとおり、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置を発動せず、下記③c. (b)のとおり、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合には、対抗措置を発動する場合がある、という形で対抗措置発動に係る客観的な要件を設定しておりますが、下記③c. (a)に記載のとおり例外的対応をとる場合、ならびに下記③c. (b)に記載のとおり対抗措置を発動する場合には、取締役会は、取締役会の判断の合理性を担保するため、独立委員会に諮問することとします。

独立委員会は、「独立委員会規則」に定められた手続きに従い、大規模買付者の買付内容につき評価、検討し、取締役会に対する勧告を行います。取締役会はその勧告を最大限尊重し、上記対抗措置の発動または不発動等に関する決議を速やかに行うものとします。取締役会は、かかる決議を行った場合、速やかに情報開示を行うものとします。

(c) 取締役会による評価期間

大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、取締役会は、取締役会による評価・検討、大規模買付者との交渉、大規模買付行為に対する意見形成、代替案立案のための期間（以下「評価期間」といいます。）として、当該買付の内容に応じて下記 i または ii の期間を設定します。大規模買付行為は、大規模買付者が取締役会に対して本必要情報の提供を完了し、評価期間が経過し、取締役会が必要と判断した場合には、(d)の株主意思確認手続を経た後にのみ開始されるものとします。

i 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる株式の買付の場合は60日間

ii その他の買付の場合は90日間

ただし、取締役会は、上記 i または ii の評価期間の延長が必要と判断した場合は、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で必要に応じて評価期間を最大30日間延長できるものとします。

評価期間中、取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価、検討します。また、取締役会は必要に応じ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者との間で条件改善について交渉を行うこと、あるいは、株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、適切な時点でその旨および評価期間が満了する日を公表いたします。また、独立委員会の勧告を受け、評価期間を延長する場合には、延長期間とその理由を適切な時点で開示します。

(d) 株主意思確認手続

取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置を発動するにあたり、株主の皆様のご意思を尊重する趣旨から、独立委員会の勧告を受けたうえで、大規模買付行為に対し、対抗措置発動の可否またはその条件について株主の皆様に判断していただくこともできるものとします。

株主の皆様の意思の確認は、会社法上の株主総会またはそれに類する手続（以下「株主意思確認手続」といいます。）による決議によるものとします。取締役会は、株主意思確認手続を開催する場合には、株主意思確認手続の決議の結果に従い、大規模買付行為の提案に対し、対抗措置を発動または発動しないことといたします。

c. 大規模買付行為がなされた場合の対応策

(a) 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合には、取締役会は、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると取締役会または株主意思確認手続において判断したときに、取締役会は、新株予約権の無償割当てその他法令または当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗するものとします。

具体的な対抗措置については、新株予約権の無償割当てなどその時点で相当と認められるものを選択することとなります。

なお、対抗措置を発動する際の判断の客観性および合理性を担保するため、取締役会は、大規模買付者の提供する本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容や、大規模買付行為が株主の皆様の全体の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告および株主意思確認手続の結果を最大限尊重した上で判断します。

(b) 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者により、本プランに定める手続きが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等の対抗措置を発動する場合があります。取締役会は、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守したか否か、対抗措置の発動の適否、発動する場合の対抗措置の内容について、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告および株主意思確認手続の結果を最大限尊重し決定します。

具体的な対抗措置については、新株予約権の無償割当てなどその時点で相当と認められるものを選択することとなります。

(c) 対抗措置発動の中止・変更について

大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行う等、対抗措置を発動することが適切でないと取締役会が判断した場合には、取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動を中止または変更することができるものとします。このような対抗措置発動の中止または変更を行う場合は、取締役会は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかに情報開示を行うものとします。

d. 本プランの有効期間、継続と廃止および変更

本プランの有効期間は平成25年6月30日までに開催される第95期定時株主総会の終結の時までとします。ただし、定時株主総会において本プランを継続することが承認された場合は、かかる有効期間はさらに3年間延長されるものとします。取締役会は、本プランを継続することが承認された場合、その旨を速やかにお知らせします。

本プランについては、有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランは、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止することが可能です。

また、取締役会は、本プランの有効期間中であっても、株主総会決議の趣旨に反しない場合（平成22年5月27日以降本プランに関する法令・金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実、ならびに変更等の場合には変更等の内容その他取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

④取締役会の判断およびその判断に係る理由

本プランは、以下の理由から、上記の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

a. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

b. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、大規模買付行為がなされた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入されるものです。

c. 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

取締役の任期は1年となっていますので、たとえ本プランの有効期間中であっても、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくことが可能です。さらに、対抗措置の発動にあたっては、株主意思の確認が行われる場合もありますし、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっております。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意思が反映されることになっております。

d. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、大規模買付者による買付提案に応じるか否かが、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきであることを原則としており、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されております。このように、本プランは取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

e. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、対抗措置の発動および本プランの廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立委員会が、「独立委員会規則」に従い、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあるか否か等を評価、検討し、取締役会に対して勧告を行い、取締役会はその勧告を最大限尊重して決議を行うこととします。このように、独立委員会によって、取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

f. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成22年5月27日付「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」をご参照ください。

(http://www.kobayashi.co.jp/corporate/news/2010/100527_01/pdf/01.pdf)

（4）研究開発活動

当社グループは、「絶えざる創造と革新によって新しいものを求め続け、人と社会に素晴らしい『快』を提供する」ことを経営理念としており、全ステークホルダーに「健康であること」「心地よいこと」「便利であること」などを提供する、いわば『“あったらいいな”をカタチにする』ことが使命だと考えております。

当第2四半期連結累計期間のグループ全体の研究開発費は2,056百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

（5）従業員数

当第2四半期連結累計期間において、当社グループは連結子会社である小林メディカル株式会社の医療機器市場におけるさらなる成長のため、小林メディカル株式会社の株式の80%を三菱商事株式会社に譲渡しました。

これに伴い、医療関連事業の従業員数は、2名となりました。

なお、従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者数は除き、常用パートを含んでおります）であります。

小林メディカル株式会社は、平成24年11月1日付けで、日本メディカルネクスト株式会社に社名を変更しております。

（6）生産、受注及び販売の実績

当第2四半期連結累計期間において、商品仕入実績が著しく減少しました。

これは小林メディカル株式会社の株式の80%を譲渡し連結子会社から持分法適用関連会社にした影響によるものであり、前年同四半期と比べて1,258百万円減少し、649百万円となりました。

なお、小林メディカル株式会社は、平成24年11月1日付けで、日本メディカルネクスト株式会社に社名を変更しております。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	170,100,000
計	170,100,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数（株） （平成24年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成24年11月7日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	42,525,000	42,525,000	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数 100株
計	42,525,000	42,525,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 （株）	発行済株式 総数残高 （株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金 増減額 （千円）	資本準備金 残高 （千円）
平成24年7月1日～ 平成24年9月30日	—	42,525,000	—	3,450,000	—	4,183,793

(6) 【大株主の状況】

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
小林 章浩	神戸市東灘区	4,632	10.89
(公財)小林国際奨学財団	大阪市中央区道修町4-4-10	3,000	7.05
井植 由佳子	兵庫県芦屋市	2,596	6.10
ステート ストリート バンク アン ド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	東京都中央区日本橋3-11-1	1,589	3.73
日本マスタートラスト信託 銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,286	3.02
渡部 育子	東京都千代田区	1,275	2.99
ステート ストリート バンク アン ド トラスト カンパニー 505223 (常任代理人 ㈱みずほコーポレ ート銀行決済営業部)	東京都中央区月島4-16-13	1,200	2.82
宮田 彰久	東京都千代田区	1,183	2.78
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オム ニバス アカUNT (常任代理人 ㈱みずほコーポレー ト銀行決済営業部)	東京都中央区月島4-16-13	1,127	2.65
(有)鵬	兵庫県宝塚市仁川北3-9-2	1,089	2.56
計	—	18,979	44.63

(注) 1. 当社は、自己株式を1,576千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. フィデリティ投信㈱から、平成24年2月7日付けで提出された変更報告書により、平成24年1月31日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成24年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住 所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
フィデリティ投信㈱	東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー	1,427,500	3.36
エフエムアール エルエルシー (共同保有者)	米国02109 マサチューセッツ州 ボストン、デヴオンシャー・ス トリート82	1,531,500	3.60

3. MF Sインベストメント・マネジメント㈱から、平成24年7月17日付けで提出された変更報告書により、平成24年7月13日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成24年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住 所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
MF Sインベストメント・マ ネジメント㈱	東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル	58,000	0.14
マサチューセッツ・ファイナ ンシャル・サービスズ・カン パニー	米国02116 マサチューセッツ州 ボストン、ボイルストン・スト リート500	2,658,500	6.25

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 1,576,400	—	「1 (1) ②発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式（その他）	普通株式 40,866,300	408,663	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 82,300	—	—
発行済株式総数	42,525,000	—	—
総株主の議決権	—	408,663	—

(注) 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれております。

また、「議決権の数」には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権数10個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
（自己保有株式） 小林製薬㈱	大阪市中央区道修町4-4-10	1,576,400	—	1,576,400	3.71
計	—	1,576,400	—	1,576,400	3.71

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年 3 月31日)	当第 2 四半期連結会計期間 (平成24年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	42,835	30,747
受取手形及び売掛金	※3 32,113	※3 31,749
有価証券	11,004	7,506
商品及び製品	9,505	10,908
仕掛品	457	477
原材料及び貯蔵品	2,049	2,171
繰延税金資産	3,287	3,101
その他	1,353	1,142
貸倒引当金	△69	△44
流動資産合計	102,538	87,759
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	6,064	5,950
機械装置及び運搬具（純額）	2,159	2,129
工具、器具及び備品（純額）	1,049	936
土地	3,468	3,468
リース資産（純額）	788	529
建設仮勘定	98	363
有形固定資産合計	13,628	13,378
無形固定資産		
のれん	3,592	3,531
商標権	513	432
ソフトウェア	884	872
リース資産	46	24
その他	249	245
無形固定資産合計	5,287	5,105
投資その他の資産		
投資有価証券	19,131	34,079
長期貸付金	600	1,010
繰延税金資産	1,302	916
投資不動産（純額）	3,103	3,085
その他	2,455	2,299
貸倒引当金	△154	△144
投資その他の資産合計	26,437	41,247
固定資産合計	45,352	59,730
資産合計	147,890	147,490

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年 3 月31日)	当第 2 四半期連結会計期間 (平成24年 9 月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※3 12,823	※3 11,810
短期借入金	5	0
未払金	14,669	12,122
リース債務	391	332
未払法人税等	4,497	3,608
未払消費税等	382	375
返品調整引当金	1,038	802
賞与引当金	2,095	1,844
資産除去債務	13	10
その他	1,873	1,492
流動負債合計	37,791	32,397
固定負債		
リース債務	483	260
退職給付引当金	5,312	4,839
役員退職慰労引当金	17	17
資産除去債務	87	72
その他	2,318	2,021
固定負債合計	8,220	7,211
負債合計	46,011	39,609
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,450	3,450
資本剰余金	4,219	4,219
利益剰余金	101,127	106,486
自己株式	△4,702	△4,703
株主資本合計	104,094	109,453
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,998	2,414
繰延ヘッジ損益	△323	△121
為替換算調整勘定	△4,050	△3,866
その他の包括利益累計額合計	△2,374	△1,573
新株予約権	159	—
少数株主持分	—	1
純資産合計	101,879	107,880
負債純資産合計	147,890	147,490

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
売上高	64,023	58,253
売上原価	26,066	23,553
売上総利益	37,956	34,699
販売費及び一般管理費	※1 27,245	※1 26,461
営業利益	10,710	8,237
営業外収益		
受取利息	70	88
受取配当金	115	128
受取ロイヤリティー	225	252
不動産賃貸料	136	137
持分法による投資利益	116	303
その他	280	163
営業外収益合計	945	1,074
営業外費用		
支払利息	27	23
売上割引	538	335
不動産賃貸原価	37	37
為替差損	49	61
その他	41	22
営業外費用合計	694	480
経常利益	10,961	8,830
特別利益		
固定資産売却益	0	0
投資有価証券売却益	—	187
子会社株式売却益	—	2,285
受取保険金	25	—
その他	0	164
特別利益合計	27	2,638
特別損失		
固定資産除売却損	48	18
投資有価証券評価損	—	618
投資損失引当金繰入額	25	—
子会社株式売却損	604	—
子会社清算損	0	—
減損損失	1	14
災害による損失	35	—
その他	2	16
特別損失合計	717	667
税金等調整前四半期純利益	10,270	10,802
法人税、住民税及び事業税	3,811	3,820
法人税等調整額	309	△138
法人税等合計	4,120	3,682
少数株主損益調整前四半期純利益	6,149	7,120
少数株主利益又は少数株主損失（△）	△0	0
四半期純利益	6,150	7,120

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	6,149	7,120
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	172	415
繰延ヘッジ損益	△401	22
為替換算調整勘定	162	183
持分法適用会社に対する持分相当額	166	178
その他の包括利益合計	99	801
四半期包括利益	6,249	7,921
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	6,250	7,921
少数株主に係る四半期包括利益	△0	0

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	10,270	10,802
減価償却費	1,324	1,234
のれん償却額	298	174
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△278	△33
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△11	17
受取利息及び受取配当金	△185	△217
支払利息	27	23
持分法による投資損益 (△は益)	△116	△303
子会社株式売却損益 (△は益)	604	△2,285
固定資産除売却損益 (△は益)	47	17
投資損失引当金繰入額	25	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△4,084	△1,030
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△3,358	△3,123
仕入債務の増減額 (△は減少)	782	△353
未払金の増減額 (△は減少)	539	△2,438
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△198	15
その他	61	△58
小計	5,748	2,440
利息及び配当金の受取額	687	205
利息の支払額	△21	△21
法人税等の支払額	△2,497	△4,701
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,917	△2,077
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	—	△12,500
有価証券の取得による支出	△19,995	△16,495
有価証券の売却(償還)による収入	20,500	20,500
有形固定資産の取得による支出	△799	△1,014
有形固定資産の売却による収入	12	40
無形固定資産の取得による支出	△200	△217
投資有価証券の取得による支出	△516	△14,569
投資その他の資産の取得による支出	△116	△149
投資その他の資産の売却による収入	45	33
長期貸付けによる支出	△37	△440
長期貸付金の回収による収入	56	32
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	—	4,024
その他	△40	185
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,091	△20,571

(単位：百万円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月 30 日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△10	△4
自己株式の取得による支出	△0	△0
自己株式の処分による収入	0	—
配当金の支払額	△1,350	△1,759
リース債務の返済による支出	△247	△192
その他	—	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,609	△1,957
現金及び現金同等物に係る換算差額	△80	17
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,136	△24,588
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1	—
現金及び現金同等物の期首残高	31,963	42,835
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 33,097	※1 18,247

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

(1) 連結範囲の重要な変更

合肥小林日用品有限公司は平成24年4月12日付けで新たに設立いたしましたので、第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

ピーティ小林ファーマスーティカル インドネシアは平成24年4月19日付けで新たに設立いたしましたので第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

前連結会計年度において連結子会社でありました小林メディカル株式会社は平成24年5月31日付けで株式の80%を譲渡したため、第1四半期連結会計期間において連結の範囲から除外しております。

なお、小林メディカル株式会社は、平成24年11月1日付けで、日本メディカルネクスト株式会社に社名を変更しております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

前連結会計年度において連結子会社でありました小林メディカル株式会社は平成24年5月31日付けで株式の80%を譲渡したことにより関連会社となったため、第1四半期連結会計期間より持分法適用の範囲に含めております。

なお、小林メディカル株式会社は、平成24年11月1日付けで、日本メディカルネクスト株式会社に社名を変更しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

- 1 当社及び連結子会社（小林ヘルスケア ヨーロッパ リミティッド、小林製薬（香港）有限公司、上海小林日化有限公司、ヒートマックス インコーポレーティッド、台湾小林薬業股分有限公司）においては、運転資金の効率的な調整を行うため取引銀行7行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
当座貸越極度額及び貸出 コミットメントの総額	26,424百万円	26,410百万円
借入実行残高	—	—
差引額	26,424	26,410

2 偶発債務

ファクタリング取引にかかる債務の期日前弁済額に対して、下請代金支払遅延等防止法により遡及義務を負っている額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
	586百万円	660百万円

※3 四半期連結会計期間末日満期手形及びファクタリング対象の買掛金

四半期連結会計期間末日満期手形及びファクタリング対象の買掛金の会計処理については、当第2四半期連結会計期間の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当第2四半期連結会計期間末日満期手形及びファクタリング対象の買掛金の金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
受取手形	124百万円	10百万円
支払手形	733	577
ファクタリング対象の買掛金	828	776

(四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
販売促進費	3,175百万円	3,272百万円
運賃保管料	2,509	2,369
広告宣伝費	6,769	7,126
給料諸手当及び賞与	5,026	4,584
退職給付費用	407	336
支払手数料	2,192	2,293
研究開発費	2,162	2,056

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
現金及び預金勘定	33,097百万円	30,747百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—	△12,500
現金及び現金同等物	33,097	18,247

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月25日 取締役会	普通株式	1,351	33	平成23年3月31日	平成23年6月13日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年10月26日 取締役会	普通株式	1,433	35	平成23年9月30日	平成23年12月8日	利益剰余金

II 当第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月25日 取締役会	普通株式	1,760	43	平成24年3月31日	平成24年6月11日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年11月2日 取締役会	普通株式	1,596	39	平成24年9月30日	平成24年12月6日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注) 3
	家庭用 品製造 販売	通信 販売	医療 関連	計				
売上高								
外部顧客への売上高	53,264	4,958	5,316	63,539	484	64,023	—	64,023
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,579	—	—	1,579	2,737	4,317	△4,317	—
計	54,843	4,958	5,316	65,119	3,221	68,341	△4,317	64,023
セグメント利益又は損失（△）	10,267	△45	269	10,491	624	11,116	△154	10,961

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、運送業、合成樹脂容器の製造販売、保険代理業、不動産管理、広告企画制作等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額△154百万円は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

「医療関連事業」において、一部の事業領域で撤退を行ったことにより、前連結会計年度の末日に比べ、当第2四半期連結累計期間の報告セグメントの資産の金額は1,969百万円減少しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

固定資産にかかる重要な減損損失を認識していないため、また、のれんの金額に重要な変動が生じていないため、固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報の記載を省略しております。

II 当第2四半期連結累計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注) 3
	家庭用 品製造 販売	通信 販売	医療 関連	計				
売上高								
外部顧客への売上高	50,983	4,917	1,811	57,712	540	58,253	—	58,253
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,359	—	—	1,359	2,829	4,188	△4,188	—
計	52,342	4,917	1,811	59,071	3,370	62,442	△4,188	58,253
セグメント利益又は損失（△）	8,038	△123	555	8,470	591	9,061	△230	8,830

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、運送業、合成樹脂容器の製造販売、保険代理業、不動産管理、広告企画制作等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額△230百万円は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

「医療関連事業」において、小林メディカル株式会社の株式の80%を譲渡したことなどにより、前連結会計年度の末日に比べ、当第2四半期連結累計期間の報告セグメントの資産の金額は3,512百万円減少しております。

なお、小林メディカル株式会社は、平成24年11月1日付けで、日本メディカルネクスト株式会社に社名を変更しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

固定資産にかかる重要な減損損失を認識していないため、また、のれんの金額に重要な変動が生じていないため、固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報の記載を省略しております。

(金融商品関係)

当第2四半期連結会計期間末（平成24年9月30日）

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日に比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末（平成24年9月30日）

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日に比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末（平成24年9月30日）

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	150円19銭	173円88銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額（百万円）	6,150	7,120
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額（百万円）	6,150	7,120
普通株式の期中平均株式数（千株）	40,948	40,948

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる」旨を定款に定めております。平成24年11月2日に開催された取締役会決議により、平成24年9月30日を基準日として、中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額並びに、剰余金の配当は以下のとおりであります。

(決議)	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	支払請求の効力発生日 及び支払開始日
平成24年11月2日 取締役会	1,596	39	平成24年12月6日

(注) 平成24年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月 7 日

小林製薬株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西 原 健 二 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 押 谷 崇 雄 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている小林製薬株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、小林製薬株式会社及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。